

令和7年2月 第2回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招 集 年 月 日 令和7年2月25日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年2月25日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	総 務 理 事	大 平 弘 明 君
事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君
住民福祉課長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君
企画商工課長	中 道 隆 介 君	建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農 林 水 産 課 参 事	江 田 幸 治 君
水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君
農業委員会事務局長	作 永 善 則 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議会事務局書記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第8号 工事請負変更契約締結の件

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年2月第2回佐々町議会臨時会を開会します。

開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年2月第2回佐々町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新庁舎の建設につきましては、当初予定をしておりました、令和6年10月4日に完成ができずに、令和7年1月6日供用開始ということができなかったことに対しまして、議員の皆様方、それから町民の皆様方に、大変御心配や御迷惑をおかけしたことを、心から改めておわびを申し上げます。

工事の進捗については、慎重な協議や配慮、それから検討が必要であったのではないかと、深く我々としまでも反省をしているところでございます。

さて、案件につきまして、工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）の1件でございます。

どうぞ御審議を賜りまして、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席について、町長から教育長職務代理者の欠席の通知があっております。

また、農林水産課長の欠席により、農林水産課の江田参事が出席する旨の通知があっておりますので、お知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、8番、橋本義雄君、9番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、2月25日、本日1日間

としたいと思います。

日程について説明を行います。

本日は、議案第8号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）の1議案を上程、その後、閉会の予定です。

お諮りします。本臨時会の会期は、2月25日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、2月25日、本日1日間に決定いたしました。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第3 議案第8号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第8号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第8号 朗読）

中身につきましては、事業理事兼庁舎建設室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

それでは、添付しております資料の説明をさせていただきますけれども、まず2ページ目が別紙となっております。その次のページ、3ページから説明をさせていただきます。

まず、今回の契約変更額に係る主な内容ということで、こちらのタブレットのほうに搭載をさせていただきます。

まず、小計ごとに御説明をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、1つ目の小計が建築（庁舎）という項目でございます。ここが現在の契約では、税込みで14億303万1,602円となっております。契約変更後には15億517万1,071円ということで、9,093万4,779円の増額ということになります。そういったことで、資料を見ていただければと思います。

また、それぞれの項目がありますけれども、この建築（庁舎）の小計のところに、鉄骨からそれぞれの項目がありますけれども、変更内容、備考欄のところにも書かせていただいておりますが、主なものということで、こちらのほうに上げておりますので、ここを縦計ということ

では合計は一致しませんので、あらかじめ御了承いただければというふうに思います。

それでは、その次の小計ということになりますけれども、建築（外構）については、減額、赤い文字になっていますけれども、減額の590万2,891円です。

その次の行になります。電気（庁舎）につきましては、増額の525万6,010円です。

その次の行になります。電気（外構）の増額につきましては、増額の451万2,845円です。

それから、その下の機械（庁舎）の増額が1,521万3,573円です。

その下の機械（外構）が減額の132万1,602円で、最後の下の昇降設備が増額の397円ということになります。

以上のようなことで、建築工事につきましては、1億1,989万7,800円の増額、その下の造成工事につきましては421万1,900円の減額、全体での今回の変更、増となる契約に係る部分の金額ですが、1億1,568万5,900円の増額ということでございます。

この1億1,568万5,900円を、今回の契約変更額として御提案をさせていただいているところでございます。

それでは、この資料について大まかに、以上のとおりではございますけれども、主な変更に係る具体的な内容について少し説明をさせて、補足というふうな格好でさせていただきます。

まず、資料の1段目の鉄骨という項目があるかと思いますが、変更内容に、ここは記載のとおりというふうなことでございます。設計数量との差異等々ということになります。

続いて、建築（庁舎）のところの5段目を見ていただけると、金属という項目があります。ここでの増額が2,900万円ということになっております、端数はありますけれども。ここで大きいものが、それぞれ項目がありますけれども、手すりの仕様変更というのが大きな金額ということになっておりまして、これが1,200万円の増額となっております。ほかにも変更内容を記載しておりますけれども、その次に増額として大きいのが、ECP下端の水切りということで、これが200万円程度の増額ということになりますので、全体的にはそれぞれを積み上げた中で、金額としては2,900万円の増額となっているところでございます。

続きまして、この建築（庁舎）の小計の1段上になりますけれども、追加変更工事という項目があるかと思いますが。これは備考欄といいますか、変更内容のところにありますように、屋根断熱材の変更が、この変更増額の中の800万円ということになります。ほかは、現場事務所を設置する際に、第7分団詰所の横の施設を解体しておりますので、そういった解体工事ということになります。

以上のようなところで、変更につきましては、建築（庁舎）により、おおむね9,000万円の増額となっているところでございます。

続いて、建築（外構）ですけれども、600万円の減額となっております。ここで、舗装、排水等で1,000万円程度の減額となっておりますけれども、これにつきましては、舗装面積の減、また舗装の厚みを薄くした、見直したというところでございます。また、その他の工作物で500万円の増となっておりますけれども、これはウッドデッキのような場所がありますけれども、この下のコンクリートの、デッキの躯体に係るコンクリートの工事について、本体工事のほうに計上してあったものを、こちらのほうに組み替えた関係で、約500万円の増というふうな形になったところでございます。結果として500万円、約600万円の減となったところでございます。

それから、次に電気と機械というのがございますけれども、ここでの増額は、主にインフレスライドによる増ということになります。それから機械（外構）の減額についてですけれども、汚水配管を新設して盛替えをするという予定にしておりましたけれども、既設配管への、既設配管への接続に切り替えたことによる減額が、主な減というふうなことでございます。

以上のような変更を行ったところでございます。

それでは、次のページを見ていただければと思いますけれども、次のページがインフレのス

ライドに係るものとして、資料を整理させていただいているところでございます。

この資料にありますように、インフレスライドにつきましては、基準日がございまして、その基準日が、令和6年1月30日ということでございます。そこで、この資料にありますように、インフレスライド前の設計変更出来高が、①の5億2,165万4,100円ということになります。それ以降は、インフレスライドが対応されていくということになるわけですが、このインフレ対応分で、基準日以降の金額を②と③に分けております。②がインフレスライド分を除いた金額で、15億9,820万3,200円となり、インフレスライド分として、そのみが③の1,652万8,600円ということになります。この①②③を合計した金額が21億3,638万5,900円、この金額が今回の契約変更後の金額ということになります。

続きまして、次のページを御覧いただければというふうに思います。

こちらは、表を上段と下段の二つに分けております。

上段は、工期延長に伴う変更額ということになります。いわゆる10月4日までの工期が2月28日までの工期ということで、工期を変更させていただいております。その工期が延長となったことで増額となった、いわゆる金額が2,192万4,100円ということになります。いわゆる5か月延長分に係る費用ということになります。基本的には経費、共通仮設費だったり、現場管理費だったり、一般管理費というそういった経費ということになります。

それから、下段の表になります。これにつきましては、施工監理契約により生じた変更額ということになります。これは、これまでも全員協議会の折に御説明をさせていただきましたけれども、特に2月4日の全員協議会の折に、新庁舎建設工事遅延の原因に係る調査報告書の経緯5というところで御説明をさせていただきましたとおりでございまして、今回の工事の施工監理業務について、意匠などを踏まえた設計意図の伝達を適切に行う上で、特命随意契約により委託契約をしております。その委託事務、委託契約事務を進める際に、遠藤克彦建築研究所が、施工監理業務を引き受ける上で、1回目の入札を行った際、入札が不落となっておりますけれども、その1回目の入札不落後に行った減額設計、これは町のほうで減額設計を行っておりますけれども、その内容の一部を見直すといった協議の上で、結果として、そういった条件といえますか、そういった話、協議を、条件を承諾する形で契約を行っておりまして、その条件によって対応した、屋根、断熱材の仕様変更であるとか、スチール、手すりの仕様変更などにより生じた金額、ほかもありますけれども、変更額が2,096万6,083円ということになりますという、そういった資料ということでございます。

今、お手元のタブレットのほうには、資料としては、別の全員協議会のところの資料のほうに、追加で載せさせていただいた資料がございまして、これは、継続費に係る全体事業費の一覧表ということでございます。これにつきましては、昨年の9月の新庁舎建設に関する調査特別委員会のほうで、御提示をさせていただいた資料でございまして、ここに先日の全員協議会の折に、4万1,000円の誤差があると、継続費のところでも4万1,000円の数値に誤差があるということで御指摘を受け、再度確認をして修正をした資料を、修正前と修正後というふうな形で添付しておりますので、後もって御覧いただければというふうに思います。よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、議案のかがみの次のページ、2ページ目になりますけれども、別紙を御覧いただければと思います。別紙について御説明をさせていただきます。

変更前、工事名、令和4年度佐々町新庁舎建設工事。変更後も同じです。

変更前、工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、造成工事一式。変更後も同じです。

契約方法、現契約者と随意契約。変更後も同じです。

契約金額、20億2,070万円、うち消費税1億8,370万円、これが変更前です。変更後の契約金額、21億3,638万5,900円、うち消費税1億9,421万6,900円。

契約相手人、谷川建設・大成住宅特定建設工事共同企業体、代表構成員、長崎市岡町9番1号、株式会社谷川建設 代表取締役 谷川喜一、構成員、佐々町本田原免233-3、株式会社大成住宅 代表取締役 松本浩、変更前、変更後共に同じということになります。

工期、自令和4年12月15日、至令和7年2月28日、変更前、変更後同様でございます。

提案理由、令和6年10月3日議案第73号で可決されました本契約について、契約金額の変更が生じたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき請負契約の変更を行うものです。

議案についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、事業理事兼庁舎建設室長から説明がありましたけれども、この件について質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

2月4日開催の全員協議会でいただいた資料の中で、その経緯5の欄で、特命随意契約に基づく、その条件としまして、建築確認も行い、公的に入札公告を行った設計書に基づいて入札を行ったと。その後の話としまして、監理業務を随意契約するに当たって条件が付いていたと。

この設計変更及び再検討項目に係る協議を、工事請負契約への影響があると、これがもう、先ほど庁舎建設室長が説明された、いわゆる2,000万円、今日の議案の資料の最後の2,000万円の部分だと思います。これが適切に決裁を受けるべきだったが、今回の事務処理は総務理事までの供覧と、町長、副町長は把握できていない状況という記述があります。地方自治法及び財務規則に反する事務手続きではないかというふうに私は判断しますが、これは財務規則に反しないのでしょうか。

結果、工事遅延の原因とつながっているというふうに認識しておりますので、財務規則に反するか、反していないかということを、まずもってお伺いしたい。

それと、先般、2月21日開催の際に指摘した、雨水の処理が污水管につながっていたと、その分についての手直しなのかどうなのかの対応が明確に示されず、その部分の工事金額については、今回の変更額に含まれていないというような答弁であったと思うんですけど、その部分の説明がなかったものですから、その分について確認をさせていただきたいと。まず1問目は。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

財務規則に反する事務手続きであったのかどうかということですが、今回の特命随意契約において、契約をする際の条件ということではございます。先日の2月21日の全員協議会のほうでも御答弁させていただきましたけれども、確かに御指摘のとおり、また、資料にもありますように、この特命随意契約をする前提となった、この協議に係る分の決裁というのはなされておられませんけれども、実際にこの手すり、また、断熱材を実施する上での指示書ということで、町のほうから業者のほうに、施工者のほうに指示書を出すわけですが、それについては決裁がなされていると、町長決裁までがなされているという状況でございます。

それから、2月21日の全員協議会の際にも御指摘をいただいた、足洗い場のところの雨水の処理についてですが、今回の工事の変更額には含まれておりません。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副町長（中村 義治 君）

二点目に言われました排水設備の関係でございますが、公共下水道条例の中に、排水設備の接続方法、排水設備等の計画の確認、排水設備等の工事の実施、排水設備等の工事の検査ということが、それぞれ記載されております。

公共下水道の終末処理場につきましては、合流式と分流式というのがあるわけでございますが、合流式につきましては、汚水と雨水を含めまして処理を行うようになっております。分流式につきましては、汚水のみを処理をするということで、佐々町の公共下水道につきましては、分流式での処理となっておりますので、先ほどからあっております足洗い場など、外にある施設につきましては、雨水なども含めまして、つなぎ込みができないということで、排水設備等に対しましては、公共下水道の管理上必要がある場合には、期間を定めて改修を行っていただくということで、28日までに改善を行ってもらうように、指定工事店のほうにお願いをしている状況でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

再確認です。ここにも書いてあるんですけど、これスタートのところですよね。スタートの、契約の段階の時に、供覧で、町長、副町長、特別職は知らない状況で進んでいると。これを進めることは、この2,000万円の増に極論つながったと。

遅延の理由としまして、これまで、元あった新庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長も、私務めておりましたので、その際にも指摘しましたし、全員協議会のほうでも説明があったんですけども、町長、副町長へは口頭で報告と。我々、私も元職員ですから、重要事項、例えて電話でさえ、重要案件については電話受理報告ということで、書面をもって報告をし、上司のほうへ上げるわけです。まあ、この会議録があるのか、ないのか。

それと、先般、町長、副町長へ口頭で報告したと、これで了承されたのかということで、町長にお伺いしたところ、町長の発言は、聞いているのさえ失念しておりますというような答弁がございました。にわかに信じがたい行政事務手続きではないかというふうに、私は感じておりますので。入札が終わった後、設計書に基づいて工事は進められていくんですけど、これを入札の設計書を変えるということが、これが2,000万円かかっていると、これによって監理業者につきましては、いわゆる施工承認、施工事業者の工事を進めていく上で、施工承認を上げると、その施工承認が遅れているわけです。遅延の原因となっている部分の、起因しているスタートの部分です。だから、こういう事務手続きでよろしいんですかということを、冒頭のスタートのところですよ、これは町長に再確認をさせていただきたい。財務規則に反しているのか、反していないのかと。

もう1つ。原因報告の部分で出されているんですけど、遅延となった部分での5か月延長で2,000万円の増が生じております。この原因調査報告ということでいただいているんですけど、施工者であられる谷川大成JVさんの施工承認の流れの中での言い分と、遠藤事務所さんの言い分が食い違っていると、この点について原因究明を求めていますので、どのように判断すればいいのかということで、執行側の判断を伺っておりますが、明確な答弁がありませんので、再度その分について、町の見解を町長のほうに求めたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点です。

手続きにおいて、財務手続きにおいて違反がないのかということと、谷川建設、遠藤建築。町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず、はじめに財務規則に反していないかということでお話がありました。新庁舎建設についてやはり町としても、工事の進捗など、慎重な配慮とかそれが必要だったのではないかと、我々も考えているところで、これについては深く反省をしているところでございまして、やはり皆さん方と一緒に3回も全員協議会を開催していただきましたが、そこでいろんなことが、よく説明しなかったっていうか、説明できなかったのは多々あるわけですけど、これについては、やはり町としましてもお詫びを申し上げなければならないと思っていますし。ただ、財務規則に違反していないって、しているっていうのは、ちょっと明確に私も言えないわけですが、弁護士さんにも相談をしたところによりますと、そういう話で、我々としまして、お話がありまして、町長、副町長に口頭で言ったと担当者が言っているということで、決裁がないということですが、これは同意をすべきだったのかというのが、よくこれは調査しなければ分からないんじゃないかということで、弁護士さんからもお話があつていまして、現状ではなかなか調べるのが厳しいのではないかと思います。

もう1つは、J Vの谷川さんとそれから設計さんが、なかなか意思疎通がうまくいってなかったんじゃないかということは、それは確かにあるかも分かりませんが、その内容について私どもはよく、そこまで立ち入って、連絡はあったのかどうか、連絡はあったと思いますけど、その立ち入って私たちが、私がどうこうするということはできないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

3問目ですよね。（議長「3問目です。」）

今の答弁は、結局、私が質疑をしている回答にならないということですよね。財務規則に反しているのかどうかさえ明確に答弁をいただかず、遅延の原因として、施工者なのか監理者なのか執行なのかということを明確にしないと、原因を究明しないとということについても、未だ明確な答弁をいただけていないというような状況です。

町長は行政のガバナンスを堅持すべき立場であるとしながらも、明確に、議案提案の際に答弁をいただけないという状況であるということを、私は感じました。

なぜ、こういった質疑をしているかと言いますと、議会の議決は重要です。予算に計上される、それを執行していくと、この予算の原資となるのは住民の皆様の貴重な税金、公金です。これが適正に執行されているのかと、損害は与えられていないのかと、そういったポイントをチェックするために質疑をしておりますので。議案の提案の、変更契約の提案ですよね。これが可決すると、これが執行されていくということになりますので、このような質疑をさせていただきました。最後は意見のような状況になっておりますけども、明確な答弁が得られない状況であったということで、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、そもそも今回の工事が遅れた、5か月も遅れた理由は何だったんだろうかということについて、改めて伺いたい。

それは、9月定例会で新庁舎建設に関する調査特別委員会が解散ということになりましたので、それまでにずっと説明を受けていたことが、ことごとくのように反故にされてきたと。それで、私も新庁舎建設に関する調査特別委員会でメンバーでございましたけれども、委員でございましたが、その中で町長が、工期がやはり遅れがちだということで説明があった中で、いわゆる設計業者と設計監理業者と、それから施工業者と町との3者での協議を行ったと。8月の時点でその協議を行って、遅れについて叱責をするとともに、工期については10月までに何とか完成させるという確約をとったというお話が、町長からありました。その後、新庁舎建設に関する調査特別委員会において、工期が更に延びそうだというお話があって、12月になりそうだというお話があり、更に日程が延びて、2月まで延びると。最終的には5か月延びたと。その遅延による経費だけで2,000万円を超える、新たな負担が発生をするという状況になっております。

議会で、遅れの原因について究明をせよということについて、特別決議をあげたわけですが、それに対するお答えの中で、いろんな資料の中で、遅延の原因らしきものということで、私が感じたところを、いくつかありますけれども、例えば、施工業者が、いわゆるその設計業者に対して行った施工図の承認願いが、半年間も棚ざらしにされるというふうな状況があったと、それについて監理者のほうに問合せをすると、監理者のほうは、あれは施工図になっていなかったという答えであったというお話でした。それも説明だったですね、そういう説明だった。

私も、かつてそういう工事現場での仕事に従事したことがあるわけですが、到底考えられない対応だというふうに思うんです。いわゆるその随意契約にして、施工上のコミュニケーションも十分にとるために、そういう手立てもとってきたということなんですけれども、実際は、その現場の監理に当たる方が、技術的に不十分で、いわゆる求められる水準の技術がなかったのではないかとということも、施工業者の間からは漏れ聞いておりますし、そういう中で、実際に遅れの原因が分からないというのが、今の現状だと思うんです。

町は、そういう中で、この遅れの原因についても究明できないまま、その遅れによる、かかった経費まで全部負担して払おうと言うのかと。要するに業者の言い分をいずれも認めるような形で、結局、矛盾のある言い分なんですよ、施工図の遅れの原因は何かと。そしたら、まともな施工図を作ってこなかったのが悪いと。それで、片方は施工図の承認が半年も延びるなんていうことは考えられないし、その間に予定していた、更に下請けの業者、鉄骨やサッシの発注が遅れたというようなことが現実にあったというお話だったわけです。その辺りにかなり遅れの原因があるのではないかと。じゃあ、その責任はどうなるのかと。遅れの責任は誰が負うべきなのかということは、はっきりさせるべきではないかというふうに私は思うんですけども、その遅れの原因については、町長は今どのようにお考えですか。どういうふうに判断されておりますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員からお話がありましたように、8月7日の日に工事が遅れているということで、私とそれから設計事務所と、それから今の施工業者と3者が集まりまして、3者協議を行いました。

その時に、私が工事が遅れている、今の工事を早く元に戻してくれということをお願いをして、いや、必ずできますよというお話を伺いました。これはもう、新庁舎建設に関する調査特別委員会に報告したとおりでございます。しかしながら、こういって遅れているということは、先ほど永田議員がおっしゃったように、やはり施工者は施工管理図に基づいてやると、そして業者、いろいろな下請業者はそういうことで施工管理図を出す、そしたら設計業者が、一応監理業者がそれを見ながら、また施工管理図を向こうに出すということで、それで初めて業者が仕事できるわけです。それが、どっちとも言い分は、向こうの言い分は施工業者が遅れたんだ、設計監理業者が早く管理図を出さなかったんだという言い合いになっているわけです。どちらも言い合いといいますか、町は早くそれをしてくれということで、3者話をしているんですけど、なかなかそこら辺がうまく連携が取れなかったと。今言われるとおり、それが一番の原因ではないかと思っていますけど、やはりこれも町のほうももう少し、やはり指導しなかったのも原因があるんじゃないかと。早くそこをやれば大分違ったんじゃないかと思っていますけど、今、この前、全員協議会の中で事業理事兼庁舎建設室長のほうから、原因調査をして分かる範囲内で皆さん方に御説明申し上げました。これなかなか、中に突っ込むというのは難しいわけございまして、町としてできるだけことは皆さん方に御説明をした、できる範囲で御説明したのではないかと思います。

そういうことで、皆様方にこういう遅れが出たということで、やはり住民の皆様方や議会の皆様方にも大変御迷惑をかけたということで、私としてはやはりそういう調整がうまくいっておけば、そんなに遅れないで済んだのではないかと。まあ、今の情勢ではなかなか値段が上がり、いろんな資材高騰とか、それから働き方改革もありますので、そういうことで上がることは分かるんですけど、こんなに遅れることはなかったんじゃないかということで、私は思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

経緯については、特に争いはないわけですよ。要するに遅れた原因は何なのかと。業者の言い分がそれぞれ違うと。

ただ、重要なことは、その施工監理を委託したわけですよ。施工の監理も委託したのが、いわゆる設計者である遠藤建築研究所ですか、そういったところに委託をしたわけですよ。そして、しかもこの間、随意契約をやってきたわけですから、結局、施工業者とのコミュニケーションまで、円滑なコミュニケーションを図ることも、設計監理事業所の役割ではないかと。

工期が遅れるというのは、工事においては、基本的にはあってはならないことなんです。だから、民間の工事では必ず、工事が遅れたら遅延損害金を取られるというのが当たり前なわけですから、工期の管理というのは、極めて監理業者にとっては、命綱とも言えるべき問題です。天災とかそういうこと以外には、基本的にはあってはならないということになっているわけですから、その辺りはやはり、流れからすると、その責任というのは極めて明らかではないだろうかと思っているんです。

それで、そういう意味で、今回の流れで、実際に今回の追加経費については、施工業者に主に支払われるものでありますから、その分については、施工業者への支払いを遅延させるということは、私自身は本意ではございませんけれども、この予算そのものが、本当にこのままの流れで流れていくということについては、町民の心情としては、是非、何としてもこれは明らかにしてくれと、責任をはっきりしてくれというのが、町民の意思ではないだろうかと考えますので、私はなかなか認めることはできないなということを考えております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですね。（永田議員「はい。」）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

反対討論を行います。

質疑の中でも申し上げましたが、やはりこういった極めて不十分な施工監理が行われて、それによる大幅な工期の遅れがあり、それによるその責任は十分に明らかにならないまま、この予算を承認するということはできないというふうに考え、反対いたします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

2番。

2番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

まずもって、新庁舎建設の遅延の原因については、複合的に絡み合っておりますが、少なからず町執行部に責任はあり、この点におきましては猛省を促すものであります。

しかしながら、計3回に及ぶ全員協議会の議論の中で、原因究明の附帯決議を付した議会への執行部の説明は、十分ではないが理解できる部分もあったと判断いたします。

そもそも新庁舎建設の目的は、老朽化している旧庁舎では、災害での対応ができない懸念があり、建設に着手したものであります。

2016年の熊本地震では、庁舎が崩壊寸前となり、災害直後に対応に当たるべき行政が機能不全に陥っております。このことから、必ず来る激甚化している災害から、住民の命、財産を守るためにも、一日も早く防災拠点としての新庁舎を建設すべきと判断し、賛成といたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

6番。

6番（阿部 豊 君）

討論の冒頭に、施工に当たって、施工業者の方々は、町長が話された3者協議の際の報告によると、施工承認がスムーズに下りていれば、工期には間に合いましたというような報告を受けております。

そういった状況の中、一番、施工業者の方々が弱い立場ですよ。受注して完成しなければいけないと、その労苦に対しましては敬意を表したいと思っておりますし、私も議員でありなが

ら、一土木作業員として働いております。働いた分の工事の代金を支払ってくれないというのはあり得ない話であって、支払うべきだというふうな認識はっております。

しかしながら、結局、今から反対討論をするわけですが、入札不調からの経緯、執行の体制、入札公告をした設計書を基に戻す、これが2,000万円かかりますよと。これを特命随意契約の業者さんに監理をお願いする際の条件として、随意契約をしておくと。これも供覧で、財務規則にも反する、決裁が得られていないのではないですかということさえ、財務規則に反するか反しないかということさえ、執行側は明確な判断を、我々議員、議会、私も公選で上がっておりますので、住民の方々の代表としてチェックさせていただいております。そういった立場で、そういった財務規則でさえ明確な判断をいただけないし、ましてや、先ほど4番議員がおっしゃられた業者間の食い違い、そこについての遅延の判断というもの、町長としてどう考えるか、発注者としてどう考えるかということさえ、明確に答弁をいただけない。

10月3日に決議した内容、前回一致で決議しました。「変更の原因を明らかにすること」ということを、明確に決議させていただいた、これは重いと思います。変更の原因を明らかにされておられません。なぜ原因を明らかにせよと言うのかということ、そこには責任が生じ、起因者に対する応分の負担を求めるべきではないかというふうな意味合いを含んでおります。明確になされないまま、全て公金で、住民の税金で負担するということに対しては、疑念を生じざるを得ません。

議会が決議したにも関わらず、原因を明らかにしないまま、変更締結議案を提案してくる執行に疑念を抱いております。これを可決することは、禍根を残すことにつながると思いますので、苦渋の選択ではございますけれども、反対討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

議案第8号の工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）について、賛成の立場から討論を行います。

この件に関しましては、現庁舎の耐震化の問題があると議論されまして、県においても早急に対策をとるよう指導があつておると、私は認識をいたしております。

令和2年度から住民代表の意見を拝聴しながら、基本設計、実施設計等進められた、現在工事中の案件であります。

昨今の自然災害、物価の高騰により原材料の高騰、また、請負業者、下請業者の方々の人手不足、様々な課題が相まって工事が遅延したのではないかと考えております。加えて、発注者、請負業者、施工監理業者の3者間の調整が十分に機能しなかったことも遅延の一因ではないかと判断いたしております。

また、町政機能に当たって、町長の裁量権として、事情が、合理性の必要性は尊重はいたしますけれども、やはり早期の段階での説明も足らなかったのではないかと考えております。

私といたしましては、継続費の予算は多数の賛成により成立しております。予算上の裏付けは確保されておりますので、その範囲内での調整であることも考えれば、やはり住民の方々も、きっと待ちわびておられることだろうと考えております。

住民の安定のためにも、議員各位の賛成についての御賛同をお願いいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第8号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎工事）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶を受けたいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会に当たりましてお礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、提案を申しあげました工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）の議案に対しまして、慎重な審議を賜りまして、御理解をいただき、原案のとおり可決していただきました。誠にありがとうございました。

この佐々町の新庁舎工事につきましては、議会の皆様から附帯決議として出されました、適切な措置を講じるようにということで強く求めておられます。町としましても、この工事の進捗について、慎重さが不足していたことによるものと、今後このようなことがないように、改めて職員に指導を行いたいと考えておりまして、私自身も深く反省をしているところでございます。

今回の議会におきましては、議員の皆様方から御指摘をいただきましたことにつきましては精査をしながら、新庁舎建設について、スケジュールに遅れが生じたものの、供用開始は令和7年5月7日を目標と取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

皆様方の安全安心を確保する防災拠点としまして、また、町民に親しまれる優しい庁舎の完成を、町職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、まだまだ大変寒い日が続くわけでございます。健康に十分留意されまして、町政の発展のために御協力をいただきますようによりしくお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言御挨拶を申し上げます。

賛成、反対の討論がありましたが、今後は新庁舎が町民の皆様に親しまれる庁舎であることを望んでおります。

本日はどうもお疲れ様でした。

以上で、令和7年第2回佐々町議会臨時会を閉会といたします。

（10時58分 閉会）